

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 4 年度
計画更新年度	平成 2 6 年度 平成 2 9 年度 令和 2 年度 令和 5 年度
計 画 主 体	上 小 阿 仁 村

上小阿仁村鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名	上小阿仁村役場 産業課
所在地	秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原 1 1 8 番地
電話番号	0 1 8 6 - 7 7 - 2 2 2 3
F A X 番号	0 1 8 6 - 7 7 - 2 2 2 7
メールアドレス	rinmu@vill.kamikoani.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」という。）
計 画 期 間	令和6年度～令和8年度
対 象 地 域	秋田県北秋田郡上小阿仁村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥 獣 の 種 類	被害の現状					
	品 目	被害数値（令和5年度）		項 目	被害数値（令和5年度）	
		被害面積等	被害金額（千円）		被害件数（件）	被害人員（人）
ツキノワグマ	林 産 類	0	0	人身被害	0	0
	畜 産 類	4,080 羽	6,761	計	0	0
	果 樹 類	0	0			
	そ の 他	0	0			
	計	4,080 羽	6,761			
イノシシ	林 産 類	0	0	人身被害	0	0
	畜 産 類	0	0	計	0	0
	果 樹 類	0	0			
	そ の 他	0	0			
	計	0	0			
ニホンジカ	林 産 類	0	0	人身被害	0	0
	畜 産 類	0	0	計	0	0
	果 樹 類	0	0			
	そ の 他	0	0			
	計	0	0			
ニホンザル	林 産 類	0	0	人身被害	0	0
	畜 産 類	0	0	計	0	0
	果 樹 類	0	0			
	そ の 他	0	0			
	計	0	0			
カラス類	林 産 類	0	0	人身被害	0	0
	畜 産 類	0	0	計	0	0
	果 樹 類	0	0			
	そ の 他	0	0			
	計	0	0			

(2) 被害の傾向

○ツキノワグマ

本村のツキノワグマの出没地域は、集落内の人家付近や児童生徒の通学路を含む村内全域に及んでいる。

農林水産物の被害については実施隊の迅速な対応により被害額の算定に至らない小規模な被害に留まっていたが、近年、養鶏への被害が甚大になっている。また、出没が続いた際には近隣住民の活動が制限される等の影響を及ぼしている。

出没の時期は6月頃から11月頃までで、特に餌の少ない夏場が多い。

○イノシシ

これまで生息が確認されていなかったが、近年、目撃情報が寄せられるようになり、出没した痕跡も村内全域に広がっており、水田の倒伏被害や畦畔や林道、農道等の掘り起こしや農作物への被害が確認され、今後被害の増大が懸念される。

○ニホンジカ

これまで生息が確認されていなかったが、全県的に農作物被害、目撃情報が増加しており、当村においても最近では目撃されるようになった。現時点で被害情報はないものの農作物被害及び林業被害が懸念される。

○ニホンザル

直接的な被害は確認されていないが、まれに目撃情報があることから警戒が必要である。

○カラス類

田植え後の水田で抜き取りや倒伏被害が発生していた。近年は被害が発生していないが引き続き警戒が必要である。

(3) 被害の軽減目標

(ツキノワグマ)

指 標	現状値(令和5年度)		目標値(令和8年度)	
	被害面積等	被害金額(千円)	被害面積等	被害金額(千円)
林 産 類	0	0	0	0
畜 産 類	4,080 羽	6,761	800 羽	1,600
果 樹 類	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	4,080 羽	6,761	800 羽	1,600
	被害件数(件)	被害人員(人)	被害件数(件)	被害人員(人)
人身被害	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(イノシシ)

※現状維持を目標とする

指 標	現状値(令和5年度)		目標値(令和8年度)	
	被害面積等	被害金額(千円)	被害面積等	被害金額(千円)
林 産 類	0	0	0	0
畜 産 類	0	0	0	0
果 樹 類	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0
	被害件数(件)	被害人員(人)	被害件数(件)	被害人員(人)
人身被害	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(ニホンジカ)

※現状維持を目標とする

指 標	現状値(令和5年度)		目標値(令和8年度)	
	被害面積等	被害金額(千円)	被害面積等	被害金額(千円)
林 産 類	0	0	0	0
畜 産 類	0	0	0	0
果 樹 類	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0
	被害件数(件)	被害人員(人)	被害件数(件)	被害人員(人)
人身被害	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(ニホンザル)

※現状維持を目標とする

指 標	現状値(令和5年度)		目標値(令和8年度)	
	被害面積等	被害金額(千円)	被害面積等	被害金額(千円)
林 産 類	0	0	0	0
畜 産 類	0	0	0	0
果 樹 類	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0
	被害件数(件)	被害人員(人)	被害件数(件)	被害人員(人)
人身被害	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(カラス類)

※現状維持を目標とする

指 標	現状値(令和5年度)		目標値(令和8年度)	
	被害面積等	被害金額(千円)	被害面積等	被害金額(千円)
林 産 類	0	0	0	0
畜 産 類	0	0	0	0
果 樹 類	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0
	被害件数(件)	被害人員(人)	被害件数(件)	被害人員(人)
人身被害	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	秋田県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、生息調査並びに事前調整捕獲を行うとともに、農林水産業被害発生時及び人家周辺等での人身被害が想定された場合は、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲を実施してきた。 捕獲方法は、箱わな及び装薬銃による共同捕獲を実施している。 令和元年度以降、緩衝帯を整備し出没抑制を図った。 また、実施隊員の負担軽減を図るため、センサーカメラや捕獲通信システムなどのICT機器を導入した。	調査・捕獲は実施隊員により行っているが、会員の高齢化及び減少による担い手不足が深刻化し、箱わな設置・撤去、パトロール等一人当たりの負担が大きくなっている。

(5) 今後の取組方針

これまでと同様に、有害鳥獣捕獲許可を受けて鳥獣被害対策実施隊を中心とした被害防止活動を実施し、人身被害・農作物被害の防止に努める。

基本的に被害防止対策を講じても被害の軽減・防止ができない場合や、人身被害が生じる恐れがある場合は、対象鳥獣捕獲員が箱わな及び装薬銃による共同捕獲を行う。

被害防止対策

1. 轟音玉による追い上げ実施
2. 出没箇所に注意看板設置等の広報活動実施
3. 少人数で設置可能な箱わなへの更新
4. 新規狩猟免許取得者に対する補助金交付により免許取得を促進
5. 電気柵等の設置に係る費用の一部を助成し、有害獣による農畜産物被害の防止を図る
6. 電気柵の導入による、迅速な被害軽減対応
7. 耕作放棄地の解消による里山への出没軽減の環境づくりの喚起
8. ICT機器活用による負担軽減

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊員は村職員及び猟友会会員で構成し、村職員は村長が指名、猟友会会員は村長が任命する。

鳥獣被害対策実施隊員のうち、主として対象鳥獣の捕獲に従事する者は、対象鳥獣捕獲員として村長が指名する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 6 ～ R 8	ツキノワグマ ニホンザル カラス類 イノシシ ニホンジカ	・行政、警察、実施隊と連携し、被害・出没状況の詳細情報の共有を図る。 ・「ツキノワグマ出没警報」発令時等、地域住民との連携を図りながら被害防止対策に係る啓発活動を実施する。 ・講習会等による、実施隊員の質の向上及び新規免許取得者の確保及び育成を図る。 ・秋田県第二種特定鳥獣管理計画に基づいた個体数調査及び必要に応じて個体数調整捕獲を行う

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数の設定の考え方

秋田県第二種特定鳥獣管理計画に基づき設定し、農林水産業被害並びに人身被害の恐れがある場合に状況に応じた捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ ニホンザル カラス類	必要最小限	必要最小限	必要最小限
イノシシ ニホンジカ	捕獲を推進	捕獲を推進	捕獲を推進
捕獲等の取組内容			
秋田県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数調査及び必要に応じて個体数調整捕獲を行う。 有害鳥獣捕獲許可に基づく箱わな及び装薬銃による捕獲は、村内全域を範囲とし、鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員が行う。 追い上げ・追い払い活動は鳥獣被害対策実施隊が行う。			
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取り組み内容			
本計画の対象鳥獣は、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ及びニホンザルと比較的大型の獣類であり、捕獲活動において、わな又はライフル銃以外の猟銃での捕獲が困難な場合や被害が発生し続ける場合、長距離でも威力のあるライフル銃を使用した効率的な捕獲活動を実施する。			

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
ツキノワグマ	ツキノワグマ（人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合に限る）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ	なし	なし	なし
イノシシ	なし	なし	なし
ニホンジカ	なし	なし	なし

ニホンザル	なし	なし	なし
カラス類	なし	なし	なし

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 6 ～ R 8	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類	・電気柵等の設置に係る費用の一部を助成し、有害獣による農畜産物被害の防止を図る ・電気柵の導入による迅速な対応強化を図り、被害を軽減する

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R 6 ～ R 8	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類	・行政・警察・実施隊によるパトロールを実施し、被害・出没状況の詳細情報の収集・共有 ・出没箇所の見回り、追い上げ、追い払い活動の実施 ・村民へ広報誌、パンフレット等による被害防止の意識啓発、出没時の注意喚起 ・農業被害防止策として、耕作放棄地の解消による里山への出没軽減の環境づくりを喚起

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
上小阿仁村役場	関係機関の連絡・調整役として、捕獲等の実施主体となる。
北秋田警察署	住民生活の安全を守る立場から、装薬銃等の使用に関する指導、監督を行う。
鳥獣被害対策実施隊	実践的な活動を担う立場から、被害防止策の適切な実施を行う。
秋田県北秋田地域振興局	有害鳥獣捕獲許可を行う立場から指導、助言及び許可を行う。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、山野に放置などを行わず適切に処理をする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

基本的に実施隊に帰属させ、自家消費とする。

(2) 処理加工施設の取り組み

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取り組み

食肉等の有効利用に関する研修会に参加し、利活用について検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	なし
--------	----

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上小阿仁村役場 (産業課)	農林業振興の立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行い、各組織との連携・調整を図る。
北秋田警察署	装薬銃や火薬の使用に関する指導・監督や鳥獣害対策への提言・助言を行う。
上小阿仁猟友会	装薬銃等を用いた捕獲活動等に直接関わる団体の立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
自治会	被害地域の自治会として、被害や出没状況を把握・報告し、鳥獣害対策への提言・助言を行うとともに、被害防止対策の内容や実施状況について地域へ発信・周知する。
鳥獣保護巡視員	鳥獣保護の専門家としての立場から、鳥獣害対策への提言・助言を行う。
秋田県北秋田地域振興局 (森づくり推進課、農業振興普及課)	県としての立場から、情報提供を行うとともに、鳥獣害対策への提言・助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

上小阿仁村鳥獣被害対策実施隊は、村職員及び猟友会会員で構成し、実施隊の隊長は産業課長の職にあるものをもって充てる。

(猟銃)

- ア 第一種銃猟狩猟免許を所持し、適正な捕獲技術を有する者
- イ 申請当該年度または直前の年度に秋田県の狩猟者登録をされた者
- ウ 使用する銃器（ライフル銃またはライフル銃以外の猟銃）は、猟銃所持許可証の用途に有害鳥獣駆除が許可されていること

(わな猟)

- エ わな猟狩猟免許を所持し、適正な捕獲技術を有する者

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

出没情報や捕獲等に関して、隣接する市町との連携を図る。